

議会運営委員会

日 時 令和 6 年 1 2 月 1 9 日（木）午後 時 分～
場 所 全員協議会室

1 追加議案について

（1）概 要 （別添）

- 第 2 3 号議案 令和 6 年度亀岡市一般会計補正予算（第 5 号）
- 第 2 4 号議案 令和 6 年度亀岡市国民健康保険事業特別会計補正予算
（第 1 号）
- 第 2 5 号議案 令和 6 年度亀岡市介護保険事業特別会計補正予算
（第 3 号）
- 第 2 6 号議案 令和 6 年度亀岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
（第 1 号）
- 第 2 7 号議案 令和 6 年度亀岡市水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 2 8 号議案 令和 6 年度亀岡市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 9 号議案 令和 6 年度亀岡市病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 3 0 号議案 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を
改正する条例の制定について
- 第 3 1 号議案 亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 第 3 2 号議案 亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

2 人事議案について

- 第 3 3 号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任について

【次ページに続く】

3 議員提案議案について

- (1) 議第1号議案 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について【別紙No.1】

- 発議者 福井議員、平本議員、木村議員、三上議員、山本議員、竹内議員
- 提案理由説明、質疑、付託：省略
- 討論

4 12月議会最終日（12月20日）の日程等について

- (1) 会議予定 ※午前10時から

- ①本会議（追加議案の提案理由説明、質疑、付託）
- ②3常任委員会（付託議案審査～表決 《休憩》 委員長報告確認等）
＜議運事前調整＞
- ③議会運営委員会
＜会派会議＞
- ④本会議（詳細は（2）議事日程参照）
※午後1時30分頃予定（委員会等の進行により遅れる場合あり）
- ⑤議長記者会見、広報部会・広聴部会

- (2) 議事日程

（諸報告）

- 第1 第23号議案から第32号議案（提案理由説明、質疑、付託）

◎付託表（その3）はサイドボックスに格納

《休憩》

- 第2 第1号議案から第32号議案（委員長報告～表決）

- 第3 第33号議案（提案理由説明、質疑、表決）

- 第4 議第1号議案（討論、表決）

- 第5 議員の派遣について（表決）

- (3) 議事日程第3の流れ（人事議案）

- ①提案理由説明（市長） ②質疑 ③表決

※付託、討論は省略（先例・申合せ85、96）

- (4) 討論通告期限 本日19日（木）午後4時

※第23号議案から第32号議案は委員会での議案審査終了時

【次ページに続く】

5 議員の派遣について【別紙No.2】

- (1) 京都府議会・市町村議会正副議長合同研修会
京都府京都市 1月31日 副議長の派遣

6 令和6年亀岡市議会定例会令和7年2月特別議会 及び3月議会日程案について
【別紙No.3】

- 2月特別議会 2月 5日(水)
○3月議会 2月19日(水)～3月26日(水)

7 その他

(1) 議会運営委員会等の日程

- 12月20日(金) 3常任委員会終了後 議運事前調整(正副議長、正副委員長)
上記終了後 議会運営委員会

(2) 1月の委員会等の日程

- 1月 7日(火) 13:30～ 広報部会
14日(火) 13:30～ 広報部会
16日(木) 14:00～ 議員団研修会
20日(月) 10:00～ 幹事会
21日(火) 10:00～ 産業建設常任委員会
23日(木) 10:00～ 環境市民厚生常任委員会
24日(金) (時間未定) 幹事会
28日(火) 11:30～ 幹事会・議会運営委員会
28日(火) 14:00～ 総務文教常任委員会

令和6年12月20日

亀岡市議会議長 菱田 光紀 様

発議者	福井 英昭
	平本 英久
	木村 勲
	三上 泉
	山本由美子
	竹内 博士

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び亀岡市議
会議規則第14条の規定により提出します。

議第 1 号議案

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 31 年
亀岡市条例第 24 号）の一部を改正する条例を次のように制定する
ものとする。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に
関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和
31 年亀岡市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「12 月に支給する場合には 100 分の
170」を「12 月に支給する場合には 100 分の
175」に改める。

第 2 条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 170」を「100 分の
172.5」に、「100 分の 175」を「100 分の
172.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和 6 年 12 月 1 日から適
用する。ただし、第 2 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行す
る。

（期末手当の内払）

- 2 この条例による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等
に関する条例の規定に基づいて、令和 6 年 12 月 1 日からこの条
例の施行の日の前日までの間に支払われた期末手当は、この条例
による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条

例の規定による期末手当の内払とみなす。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年亀岡市条例第24号)新旧対照表(第1条改正)

現行	改正後(案)
(期末手当) 第5条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に対してそれぞれ基準日の属する月の別に定める日に期末手当を支給する。 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在において受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の170、<u>12月に支給する場合においては100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1) 6箇月の場合 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満の場合 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満の場合 100分の60 (4) 3箇月未満の場合 100分の30 3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給方法は、一般職の職員の例によるものとする。	(期末手当) 第5条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に対してそれぞれ基準日の属する月の別に定める日に期末手当を支給する。 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在において受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の170、<u>12月に支給する場合においては100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1) 6箇月の場合 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満の場合 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満の場合 100分の60 (4) 3箇月未満の場合 100分の30 3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給方法は、一般職の職員の例によるものとする。 <u>附 則</u> <u>(施行期日等)</u> <u>1 この条例は、公布の日から施行し、令和6年12月1日から適用する。</u> <u>ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。</u>

	<u>(期末手当の内払)</u> <u>2 この条例による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて、令和6年12月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた期末手当は、この条例による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定による期末手当の内払とみなす。</u>
--	--

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年亀岡市条例第24号)新旧対照表(第2条改正)

現行	改正後(案)
(期末手当) 第5条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に対してそれぞれ基準日の属する月の別に定める日に期末手当を支給する。 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在において受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の170</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1) 6箇月の場合 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満の場合 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満の場合 100分の60 (4) 3箇月未満の場合 100分の30 3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給方法は、一般職の職員の例によるものとする。	(期末手当) 第5条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に対してそれぞれ基準日の属する月の別に定める日に期末手当を支給する。 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在において受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の172.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1) 6箇月の場合 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満の場合 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満の場合 100分の60 (4) 3箇月未満の場合 100分の30 3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給方法は、一般職の職員の例によるものとする。

別紙No.2

議員の派遣について

議員を次のとおり派遣する。

1 京都府議会・市町村議会正副議長合同研修会

- (1) 目 的 研修
- (2) 派遣場所 京都府京都市
- (3) 期 間 令和7年1月31日
- (4) 参加議員 浅田晴彦副議長

令和6年亀岡市議会定例会 令和7年2月特別議会・3月議会日程（案）

（2月特別議会 期間1日間 / 3月議会期間 36日間）

月	日	曜日	会 議 等	備 考
1	20	月		幹事会、会派会議
	21	火		
	22	水		（～16:00 会派異動届）
	23	木		
	24	金		幹事会、会派会議
	25	土		
	26	日		
	27	月	市長・議長議案調整、議運事前調整	
	28	火	議会運営委員会	幹事会、会派会議
	29	水		
	30	木		
	31	金		
2	1	土		
	2	日		
	3	月		
	4	火		
	5	水	（特別議会議案送付《議選監査委員》） 【定例会再開】2月特別議会 議運事前調整、議会運営委員会、3常任委員会、広報広聴会議	幹事会等、会派会議
	6	木		
	7	金		
	8	土		
	9	日		
	10	月		
	11	火	（建国記念の日）	
	12	水	市長・議長議案調整、議運事前調整	
	13	木	（議案送付）議会運営委員会、広報広聴会議	幹事会、会派会議
	14	金		
	15	土		
	16	日		
	17	月		
	18	火		
	19	水	【定例会再開】3月議会 <一般質問通告期限：12:00 / 請願書等提出期限：17:00>	
	20	木		
	21	金		
	22	土		
	23	日	（天皇誕生日）	
	24	月	（振替休日）	
	25	火		

令和6年亀岡市議会定例会 令和7年2月特別議会・3月議会日程（案）

（2月特別議会 期間1日間 / 3月議会期間 36日間）

月	日	曜日	会 議 等	備 考
	26	水		
	27	木	市長・議長議案調整（追加議案）、議運事前調整	
	28	金	【一般質問（代表）】	
3	1	土		
	2	日		
	3	月	【一般質問（代表/個人）】 （追加議案送付） 議会運営委員会 ＜質疑通告期限：本会議終了時＞	幹事会、会派会議
	4	火	【一般質問（個人）】	
	5	水	【一般質問（個人）】（追加議案提案、予特設置） 予算特別委員会	
	6	木	総務文教常任委員会	付託議案審査(補正予算)
	7	金	環境市民厚生常任委員会	付託議案審査(補正予算)
	8	土		
	9	日		
	10	月	産業建設常任委員会 ＜討論通告期限：委員会終了時＞	付託議案審査(補正予算)
	11	火	3 常任委員会、議運事前調整、議会運営委員会 【補正予算採決】 PM 総務文教常任委員会	幹事会、会派会議 付託議案審査(条例等)
	12	水	環境市民厚生常任委員会、産業建設常任委員会	付託議案審査(条例等)
	13	木	PM1:00～ 予算特別委員会①	AM 中学校卒業式
	14	金	予算特別委員会②	
	15	土		
	16	日		
	17	月	予算特別委員会③	
	18	火	予算特別委員会④	
	19	水	予算特別委員会⑤	PM 市長質疑
	20	木	（春分の日）	
	21	金	PM 予算特別委員会⑥	AM 小学校卒業式 会派会議
	22	土		
	23	日		
	24	月	（委員会予備日） ＜意見書等提出期限：10:00＞	
	25	火	市長・議長議案調整（人事議案）、議運事前調整、 議会運営委員会 ＜討論通告期限：16:00＞	幹事会、会派会議
	26	水	予算特別委員会、3 常任委員会、議運事前調整、 議会運営委員会 【議案採決等、定例会休会】	会派会議

※令和6年亀岡市議会定例会会期：令和6年6月10日～令和7年3月27日（291日間）

令和 6 年 1 2 月議会議案付託表（その 3）

付託委員会	議案番号	件 名
総務文教 常 任	2 3	令和 6 年度亀岡市一般会計補正予算（第 5 号）
	3 0	特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	3 1	亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	3 2	亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
環境市民 厚生常任	2 3	令和 6 年度亀岡市一般会計補正予算（第 5 号）
	2 4	令和 6 年度亀岡市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
	2 5	令和 6 年度亀岡市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
	2 6	令和 6 年度亀岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
	2 9	令和 6 年度亀岡市病院事業会計補正予算（第 2 号）
産業建設 常 任	2 7	令和 6 年度亀岡市水道事業会計補正予算（第 3 号）
	2 8	令和 6 年度亀岡市下水道事業会計補正予算（第 2 号）